

平成 24 年 5 月 吉日

岩手県産業廃棄物協会 様

盛岡市小鳥沢一丁目 24 番 4 号
阿部隆 行政書士事務所



無料セミナー「事業承継」開催への御案内

新緑の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろ、行政書士業務につきまして格別のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

つきましては、みだしのセミナーを下記により開催いたします。お忙しいところ誠に恐縮ですが、御出席を賜りますよう御案内申し上げます。

記

1 日 時

平成 24 年 6 月 23 日（土）午前 10 時～午前 11 時 30 分

2 場 所

盛岡市清水町 14-12 盛岡商工会議所 3F 第 3-3 会議室

3 内 容

事業承継は、平成 20 年 5 月に「経営承継円滑化法（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律）」の成立後、平成 21 年 4 月、同法施行規則などが施行され

- ① 相続税・贈与税の納税猶予制度（事業承継税制）
- ② 民法の遺留分に関する特例
- ③ 金融支援など支援策の充実

等、支援策が改正・充実されております。

本セミナーは、同法の内容等を確認しつつ、全ての企業・事業所でいつか必ずやってくる「事業承継」をスムーズに行い、事業の永続性が図られるよう、事前にどのように対策すればよいかを考えるためのものです。

ある日突然に事業承継の事態を迎えると、「相続をめぐるもめ事が心配」、「後継者の経営ノウハウが不安」、「取引先・従業員からの信頼を得られるか」などの問題に直面し、場合によっては深刻な事態を招くことがあります。そこで、こうした事態に備えて、今から計画的に円滑な事業承継に取り組むことが大切です。

セミナーでは、中小企業庁の「中小企業事業承継ハンドブック」を活用し、不測の事態に備える、「事業承継」の事前対策を検討します。

4 問合せ先

本セミナーに関するお問合せは、阿部隆 行政書士事務所（盛岡市小鳥沢一丁目 24 番 4 号、電話 662-7618、E-mail t-abe612@tb3.so-net.ne.jp）まで連絡してください。